

【概要版】自賠償保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会（第2回）議事録

一般社団法人 日本損害保険協会  
自賠償保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会

日 時：2024年7月23日（火）13時00分～15時00分

場 所：損保会館502会議室 及び オンライン

出席者：委 員 家森委員長、大野委員、鈴木委員、柳瀬委員、唯根委員  
オブザーバー 金融庁 下井保険課長、損害保険料率算出機構 川口専務理事  
事 務 局 損保協会

議 題：今日的な環境変化等を踏まえた経費計算基準改定の方向性

＜論点＞2-①. 経費計算基準による計算方法の概要

論議のポイント	自賠償の業務フローが大きく変わらない中で、事務局が洗い出した論点2-①～⑦以外で、見直すべきポイントはあるか。
主な意見	・見直しの範囲に関する点に違和感はない。 ・事務局が洗い出した論点については、実態を踏まえて精査していく必要。
結論	事務局提示の課題認識の範囲に違和感はなく、それぞれの経費算出において適切にコストが積算できるかという点で論点となった2-①～⑦を論議していく。

＜論点＞2-①. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（新契約・異動・解約等）

2-②. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（その他業務）

2-③. 損害調査費における1件当たり処理分数の細分化

論議のポイント	社員給与の算出に用いる「1件当たりの処理分数」は、例えば新契約処理と異動・解約等処理で分離して計算を行うなど、細分化する案が考えられるが、システム改修の費用等も踏まえて細分化すべきか。
主な意見	・細分化した場合のシステム改修のコストは契約者の付加保険料の増加に繋がることから、システム改修費用と便益を踏まえて慎重に検討すべきではないか。 ・基準を見直すという大きな転換期であり、透明性・妥当性の観点で、中身がわかりやすく消費者が理解しやすい仕組みにするためには、システム開発を行っても細分化をすべきではないか。
結論	透明性の観点から細分化が望ましいが、コストがかかって契約者に大きな負担をかけるのなら、そこでコストとベネフィットの関係で現行方法のままとすることもあり得るため、システム改修コストを調査の上、次回以降で改めて論議する。

<論点> 2-④. 1人1分当たり給与額の計算方法

論議のポイント	社員給与の算出に用いる「1人1分当たり給与額」は、役職者・社員・派遣社員等の単純平均が採用されているが、業務従事者の実態に応じた給与額の算出方法に変更できないか。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職者が自賠償の実務を直接的に担うケースが多くないのであれば、役職者に関しては、全体の間接経費の配賦のところに対応していく（対応案②）ことが、計算上の恣意性も入ることなく、透明性の観点からも望ましい。</li> <li>・損害部門では、役職者が個々の事故について金額の妥当性や過失割合等の判断に関わっている印象があり、役職者を一律除外するという点において、営業部門と損害部門では、少し役割が違うという印象がある。</li> <li>・事前にアンケートを実施し、役職者が自賠償業務に直接的に従事する実態について確認した方がよいのではないか。</li> </ul>
結論	1人1分当たり給与額の計算からは役職者を除き、役職者の管理業務相当分は間接経費として「役職者給与×自賠償保険社員給与÷全種目合計の社員給与」として配賦する対応案②が有力な方法である。ただし、「役職者が保険の引受といった実務部分に関与していることが少ない」という認識が実態と合っているか、営業部門・損害部門別でサンプル調査を行い、対応案②で問題ないか次回以降で確認する。

<論点> 2-⑤. 外部委託費用の計上方法

論議のポイント	現状、外部委託費用は物件費で計上を行う一方、社員給与算出における「1件当たりの処理分数」にも外部委託業務相当分が含まれているため、物件費か社員給与（1件当たりの処理分数）のどちらから控除するのが適切か。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託の実態に合わせることのメリットと、実態把握のための対応の中で生じる恣意性に対する懸念とのトレードオフの問題に帰着する。難しい問題ではあるが、物件費から外部委託費用を控除する対応案①が現実的か。</li> </ul>
結論	対応案①はフィージビリティの観点でも問題がないため、対応案①を採用する方向で進める。

<論点> 2-⑥. 物件費・その他事業費の賦課方法

2-⑦. その他修正・明確化

論議のポイント	物件費・その他事業費についても、環境変化等を踏まえて今日的な実態に合わせた対応案を提示しているが方向性が適切か。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて対応策の方向性は適切である。</li> <li>・消費者が一般用語でわかるように、文言等の表現を工夫していただきたい。</li> </ul>
結論	事務局提示の対応案について異論なし。